



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 315 広川町に係る農業振興地域の区域の変更 (農林水産総務課) 2
 - 316 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 2
 - 317 和歌山県資源管理方針の一部変更 (資源管理課) 3
 - 318 基本測量の実施 (技術調査課) 3
 - 319 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 3
- 人事委員会告示
 - *5 職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部改正 4
 - 6 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正 4
- 警察本部告示
 - 1 事業用操縦士技能証明取得訓練委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 6
- 監査公表
 - 監査公表第9号 8
 - 監査公表第10号 9

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月14日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 給料の調整額適用区分表(第7条関係)			別表第1 給料の調整額適用区分表(第7条関係)		
勤務公署	職員	調整数	勤務公署	職員	調整数
略			略		
家畜保健衛生所	略	<u>2</u>	家畜保健衛生所	略	<u>1</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第315号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、広川町に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地域名	農業振興地域の区域
広川地域	広川町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分 (1) 大字上中野、南金屋、殿、井関、河瀬、柳瀬、東中及び名島の全域 (2) 大字唐尾のうち字東濱、須河、宮代、丹波、城山、北垣内、藪添、山添、池ノ谷、中筋、西ノ谷、分木、内臺、東中筋、尾崎、久保、向林、山畑、戸立、塩釜、権現森、清水、鈴河東原、水谷東原、太鼓林、鈴子谷、東池尻、白尾谷、鈴河西原、笠松、滑谷、小池原、中瀬原、谷河及び野原、大字西広のうち字獨開、森下、寺谷、身明、針ノ木、砂川、濱前、石原、馬立、松本、車田、北谷、金剛谷、北山及び大場、大字山本のうち字菅谷、中山、上代、曾根、経塚、赤井段、小廣、西小廣、中川、下代、長山、廣芝、東小廣、堂垣内、東谷、下出、森崎、薬師堂、西谷、黒岩、大谷、天神谷、江上及び小浦、大字広のうち字江上、南道、宮ノ前、東道、段、釜ノ淵、上沼、平田、門田、双六殿、水分、大木、森上、上長川、沼政、森崎及び津久松、大字前田のうち字柳、地明、砂取、池田、畑中、中久馬、宮ノ前、高岸、地主、露谷、芝田、案原、大江元及び森下、大字下津木のうち字清水崎、寺杣谷、沼田、権蔵原、野手及び坂口並びに大字上津木のうち字北谷、虎津、久保、瀧通、上奥、湯室、沼田、切抜、北垣内、夏明、日裏、岩垣内、松本、下垣内、堂通及び北ノ畑の全域 (3) 大字唐尾のうち字樋の尻、王子田、若宮及び森下、大字西広のうち字檜長、柄杓井及び恥方、大字山本のうち字奥白木、白木及び小浦奥、大字広のうち字清水川、下沼、大道、濱添、下河原、下長川、家添、森下、上河原、五総田及び北道、大字前田のうち字葛籠河及び串子口、大字下津木のうち字数垣内、丸山中、塚野原、公門原、古田、窪、前垣内、中村、垣立、坂垣内、東中、平瀬、大幸、下山田、高畑、宮ノ前及び留木、大字上津木のうち字丸畑、室河、前田羅、高野、柿谷、吹曾、坂本河、的場、石塚、柳淵、清水、鎌谷、権保、岸及び磯石並びに大字和田のうち字天皇谷の一部に該当する当該大字の区域

和歌山県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業取子上池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年3月15日から同年4月12日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第317号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、和歌山県資源管理方針の一部を令和5年3月1日付けで次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

（次のとおりは、省略し、変更後の和歌山県資源管理方針に定める事項を記載した書面を和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び高野町、有田郡広川町及び有田川町、日高郡みなべ町及び日高川町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第319号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

六十谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		六十谷	笹谷	1249番1	
2号	〃		〃	〃	1249番1地先	里道敷
3号	〃		〃	〃	〃	〃

4号	”	”	”	1249番1
----	---	---	---	--------

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月14日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第1条の2関係） 1 資格、免許を必要とする職 社会福祉の職（ <u>児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、知的障害者福祉司の職、児童指導員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職</u> ）、心理職員の職、精神保健福祉士の職、保育士の職、義肢装具士の職、医師の職、歯科医師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、薬剤師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、臨床検査技師の職、衛生検査技師の職、臨床工学技士の職、理学療法士の職、作業療法士の職、保健師の職、助産師の職、看護師の職、准看護師の職、専任教員の職、獣医師の職、栄養士の職、職業訓練指導員の職、船舶職員の職、航空操縦士の職、航空整備士の職、無線技術士の職、無線通信士の職、電気技術者の職、電話工事技術者の職、計量士の職、学校栄養職員の職、司書の職、学芸員の職 2・3 略	別表第2（第1条の2関係） 1 資格、免許を必要とする職 社会福祉の職（ <u>社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、知的障害者福祉司の職、心理判定員の職、児童相談員の職、婦人相談員の職、母子自立支援員の職、児童指導員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職</u> ）、心理職員の職、精神保健福祉相談員の職、保育士の職、義肢装具士の職、医師の職、歯科医師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、薬剤師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、臨床検査技師の職、衛生検査技師の職、臨床工学技士の職、理学療法士の職、作業療法士の職、保健師の職、助産師の職、看護師の職、准看護師の職、専任教員の職、獣医師の職、栄養士の職、職業訓練指導員の職、船舶職員の職、航空操縦士の職、航空整備士の職、無線技術士の職、無線通信士の職、電気技術者の職、電話工事技術者の職、計量士の職、学校栄養職員の職、司書の職、学芸員の職 2・3 略

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第6号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種^{（一）}の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年3月14日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

第1項の表を次のように改める。

職	採用資格要件
児童福祉司の職	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉司の任用資格を有する者
身体障害者福祉司の職	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉司の任用資格を有する者
知的障害者福祉司の職	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者福祉司の任用資格を有する者
社	

会 福 祉 の 職	児 童 指 導 員 の 職	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する児童指導員の資格を有する者
	児童自立支援専門員の職	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者
	児童生活支援員の職	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する児童生活支援員の資格を有する者
	児童福祉法務専門員の職	弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定する弁護士となる資格を有する者であって、同法に規定する弁護士名簿に登録されているもの
	社 会 福 祉 士 の 職	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する社会福祉士となる資格を有する者であって、同法に規定する社会福祉士登録簿に登録されているもの
心 理 職 員 の 職	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科を修めて卒業若しくは修了した者又はこれと同等の資格があると和歌山県人事委員会が認める者	
精 神 保 健 福 祉 士 の 職	精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する精神保健福祉士となる資格を有する者であって、同法に規定する精神保健福祉士登録簿に登録されているもの	
保 育 士 の 職	児童福祉法に規定する保育士となる資格を有する者であって、同法に規定する保育士登録簿に登録されているもの	
義 肢 装 具 士 の 職	義肢装具士免許を有する者	
医 師 の 職	医師免許を有する者	
歯 科 医 師 の 職	歯科医師免許を有する者	
歯 科 衛 生 士 の 職	歯科衛生士免許を有する者	
歯 科 技 工 士 の 職	歯科技工士免許を有する者	
薬 剤 師 の 職	薬剤師免許を有する者	
診 療 放 射 線 技 師 の 職	診療放射線技師免許を有する者	
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師 の 職	診療エックス線技師免許を有する者	
臨 床 検 査 技 師 の 職	臨床検査技師免許を有する者	
衛 生 検 査 技 師 の 職	衛生検査技師免許を有する者	
臨 床 工 学 技 士 の 職	臨床工学技士免許を有する者	
理 学 療 法 士 の 職	理学療法士免許を有する者	
作 業 療 法 士 の 職	作業療法士免許を有する者	
保 健 師 の 職	保健師免許を有する者	
助 産 師 の 職	助産師免許を有する者	
看 護 師 の 職	看護師免許を有する者	
准 看 護 師 の 職	准看護師免許を有する者	
専 任 教 員 の 職	保健師免許、助産師免許又は看護師免許を有する者	
獣 医 師 の 職	獣医師免許を有する者	
栄 養 士 の 職	栄養士免許を有する者	
職 業 訓 練 指 導 員 の 職	職業訓練指導員免許を有する者（採用後、おおむね3年以内に取得見込みの者を含む。）	
船 舶 職 員 の 職	1級から6級までの海技士（航海）免許、1級から5級までの海技士（機関）免許又は1級から3級までの海技士（通信）免許を有する者	

航空操縦士の職	採用する職に必要な航空従事者の資格についての技能証明を有する者
航空整備士の職	採用する職に必要な航空従事者の資格についての技能証明を有する者
無線技術士の職	1級から2級までの陸上無線技術士免許又は特殊無線技術士免許を有する者
無線通信士の職	1級から3級までの総合無線通信士免許、1級から4級までの海上無線通信士免許又は航空無線通信士免許を有する者
電気技術者の職	第1種から第3種までの電気主任技術者免許を有する者
電話工事技術者の職	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する工事担任者資格を有する者
計量士の職	計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量士資格を有する者
学校栄養職員の職	栄養士免許を有する者
司書の職	図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する司書となる資格を有する者
学芸員の職	博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する学芸員となる資格を有する者

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、事業用操縦士技能証明取得訓練委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年3月14日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達役務の名称

事業用操縦士技能証明取得訓練委託業務

(3) 調達役務の仕様等

事業用操縦士技能証明取得訓練委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年

法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (8) 航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1項の規定による航空機使用事業の許可を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

オ 誓約書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 2の（8）に掲げる要件を満たすことを証する書面

- (2) (1) のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、オ及びカに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年3月14日（火）から同月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年3月14日（火）から同月30日（木）までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警備部警備課（以下「警備課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和5年3月14日（火）から同年4月4日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年4月3日（月）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警備課

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0137

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年4月14日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、令和5年4月19日（水）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4)説明を求めた者に対する回答は、令和5年4月25日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月14日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和4年12月21日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

西牟婁振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

西牟婁振興局職員住宅昇降機装置保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたのでは、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 公用車の管理において、保有車両の車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 旅行命令権者の承認がなされていなかった。

b 使用年月日が重複している同一カードの貸出及び返却について、現物確認を行わずに担当者と管理者が確認印を押印していた。

ウ 西牟婁振興局建設部

(ア) 廃川廃道敷地については、令和3年度末で3件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 県営住宅使用料の収入調定において、金額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 県立神島高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 県立神島高等学校浄化槽保守点検等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたのでは、適正に処理されたい。

オ 県立熊野高等学校

(ア) 演習林伐採搬出選木等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたのでは、適正に処理されたい。

(イ) 簡易公開調達によらない県有施設消防設備等保守点検業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったのでは、適正に処理されたい。

カ 県立南紀高等学校

外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月14日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和4年12月22日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

ア 東牟婁振興局串本建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

イ 東牟婁振興局新宮建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 郵便はがきの残高の記載が漏れていた。
- b 4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。
- c 受払ごとの検印が行われていなかった。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局農林水産振興部

現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局申本建設部

(ア) 昨年度に引き続き、証紙徴収実績簿において、証紙の消印担当者でない職員が消印を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 砂利採取計画認可申請手数料に係る過貼付の証紙の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 過貼付等通知書により納入者に通知していなかった。

b 還付請求をしない旨の意思表示があったにもかかわらず、申請書欄外にその旨が記載されていなかった。

c 過貼付等整理台帳が作成されていなかった。

(ウ) 管理事務所浴室修繕契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

カ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 新宮港テント等設置業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 県立なぎ看護学校

(ア) 役務費筆耕翻訳料の支出負担行為について、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていなかったので、適正に処理されたい。

(イ) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ク 県立新翔高等学校

需用費修繕料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。